令和５年度

三鷹市適正事務管理制度評価報告書

三鷹市

地方自治法施行規則　別記様式（第12条の２の３関係）

三鷹市適正事務管理制度評価報告書

三鷹市は、地方自治法第150条第４項の規定による評価を行い、同項に規定する報告書を次のとおり作成しました。

１　適正事務管理制度の整備及び運用に関する事項

三鷹市では、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年３月総務省公表。以下「ガイドライン」といいます。）に基づき、「三鷹市適正事務管理制度基本方針」（令和４年４月１日）を策定し、当該方針に基づき財務に関する事務に係る適正事務管理制度体制の整備及び運用を行っています。

２　評価手続

三鷹市においては、令和５年度を評価対象期間とし、令和６年３月31日を評価基準日として、ガイドラインの「Ⅳ 内部統制評価報告書の作成」に基づき、財務に関する事務に係る適正事務管理制度の整備及び運用についての評価を実施しました。

３　評価結果

上記評価手続のとおり、ガイドラインに規定する評価作業を実施した限り、三鷹市の財務に関する事務に係る適正事務管理制度は評価基準日において有効に整備されるとともに、評価対象期間において有効に運用されていると判断しました。

４　不備の是正に関する事項

是正すべき重大な不備等はなかったため、記載すべき事項はありません。

５　適正な事務執行に向けた更なる取組

庁内で発生した不適切な事務処理事案について、適正事務推進会議において情報共有を行い、適正な事務執行に向けた意識共有等の必要な対応を図りました。

令和６年６月27日　　三鷹市長　河　村　　孝

令和５年度

三鷹市適正事務管理制度評価報告書

（附属資料）

三鷹市

目　次

第１　全庁体制に係る評価等　2

第２　業務レベル（個別の事務執行）に係る評価等　4

第３　適正な事務執行に向けた更なる取組　7

第４　総括　10

参考資料

１　三鷹市適正事務管理制度の概要　12

２　評価手続　14

３　定期監査への対応　16

４　三鷹市適正事務推進会議内容　17

５　三鷹市適正事務管理制度基本方針　20

６　三鷹市適正事務管理制度実施要綱　24

第１　全庁体制に係る評価等

１　取組の内容

「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年３月総務省公表。以下「ガイドライン」といいます。）の別紙１「地方公共団体の全庁的な内部統制の評価の基本的考え方及び評価項目」を参考に、内部統制の６つの基本的要素（①統制環境、②リスクの評価と対応、③統制活動、④情報と伝達、⑤モニタリング、⑥ＩＣＴへの対応）について、庁内における組織体制や規程等の整備状況に関し、整備上及び運用上の不備がないか評価を行いました。

２　評価結果

規程等について整備状況の評価を行った結果、不足なく整備されており、整備上の不備はないと評価しました。また、運用状況についても評価を行った結果、運用上の不備はないと評価しました。したがって、全庁体制に係る評価としては、評価基準日において有効に整備され、また評価対象期間において有効に運用されていると判断しました。

第２　業務レベル（個別の事務執行）に係る評価等

監査委員による定期監査における指摘・要望事項等を踏まえ、優先対応リスクとして①契約事務、②補助金等事務、③現金管理事務、④学校徴収金事務を選定し、市長部局、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査事務局、農業委員会事務局及び教育委員会の82所属（小・中学校22校を含む。）において、業務フロー及びＲＣＳＡ（リスク・コントロール・セルフ・アセスメント）シートを用いたリスク評価を実施しました。

なお、優先対応リスクについては、対象事務を拡大し職員の負担を増やすよりも、まずは本制度の定着を優先するため、令和４年度と同様としました。

１　各所属による自己評価（自己点検）

令和６年１月から２月までの間、各所属において該当する事務につき、自己評価（自己点検）を行いました。

その結果、不備があったと評価された業務が10件あり、その主な内容は次のとおりです。これらの不備に対しては、各所属において再発防止策を検討し、実行しています。

なお、令和４年度の22件と比較し、12件の減少となりました。

(1) 契約事務　３件

主な内容
委託契約において支出負担行為を失念していた。
税務上の取扱いについて全国的に見直しがなされ、消費税相当額を加えた金額を受託者に委託料として支払うこととなり、過年度分を含めた当該消費税相当額を補填するための支出を行った。

(2) 現金管理事務　３件

主な内容
市刊行物等販売収入の収納金について、会計管理者の承認を経ず、ひと月分をまとめて指定金融機関へ入金していた。
物品購入において、契約事業者から仕様書に規定する出荷証明書の提出を受けておらず、仕様内容の履行確認を完了しないまま代金の支払いを行った。

(3) 学校徴収金事務　４件

主な内容
入金の確認作業の遅れにより、督促状を本来送付する必要のない保護者に対して送付した事案において、保護者が学校徴収金を二重納付してしまった（対象者数１人、約18,000円）。
物品の学校徴収金支出承認書の作成を失念し、事業者からも請求がなかったため、代金の支払いが大幅に遅延した。

２　評価担当による独立的評価

適正事務管理制度推進（評価）担当において独立的評価を行った結果、いずれの不備についても重大な不備はなかったものと評価しました。その理由については、次のとおりです。

(1) 重大な不備の判断基準

次の各基準をもって判断し、該当がある場合には重大な不備ありと判断します。

ア　整備上の不備の場合

三鷹市における全庁的な組織体制及び規程類等の整備状況に関する評価シート（全庁適正事務管理チェックリスト）の評価項目に照らして著しく不適切であり、経済的、社会的に大きな不利益を生じさせる蓋然性が高いか否か

イ　運用上の不備の場合

不適切な事項が実際に発生したことにより、結果的に、大きな経済的、社会的不利益が生じたか否か

ウ　これらの判断に当たっては、ガイドライン記載の事例等をも勘案し、より客観的な評価を行うように努めました。

(2) 令和５年度の判断内容

報告された10件の不備については、上記の判断基準に照らし、重大な不備とは認められないものと判断しました。

今後も、本制度の運用を通じ、業務レベル（個別の事務執行）のリスクの発現を回避・減少するよう努めていきます。

第３　適正な事務執行に向けた更なる取組

1　概要

三鷹市では、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」といいます。）やガイドラインで示された財務に関する事務のほか、適正な事務の執行に向けた諸課題についても適正事務管理制度を通じて取り組むこととしています。

庁内で発生した不適切な事務処理事案について適正事務推進会議や係長連絡会議において情報共有を行い、改めて適正な事務執行に向けた意識共有等を図りました。

2　令和５年度の主な取組について

(1) 係長連絡会議について

令和５年４月11日に開催した係長連絡会議において、本制度の概要を改めて説明するとともに、令和４年度の自己評価（自己点検）において不備とされた事項について共有し、各事務の遂行において現場のリーダーであり、かつ、業務の直接の担い手である係長職の各職員への意識共有を図りました。

(2) 決算審査特別委員会における附帯意見を踏まえた対応等について

令和５年第３回三鷹市議会定例会の令和４年度決算審査特別委員会において、「適正事務管理制度については、外郭団体や財政援助団体へ本手法の活用を働きかけること。」との附帯意見がありました。

そこで、過去10年の間に外郭団体等に対してなされた監査指摘事項等を一覧化し、適正事務推進会議において共有するとともに、指摘が繰り返される原因や改善策について、統括責任者等に対する意見聴取を実施しました。意見聴取結果をもとに、今後、外郭団体等においても本制度を参考に更なる適正な事務執行が図られるよう働きかけを検討していきます。

(3) 不適切な事務処理事案に対する取組の強化について

本制度の導入後においては、不適切な事務処理事案が発生した場合、本制度を推進する適正事務管理制度推進（評価）担当への報告及び適正事務推進会議における共有がなされることとし、更なる全庁的な意識の共有と各部署における主体的な取組を図りました。

令和５年度においては、報告書の様式等を定めることで、不適切事案について適正事務推進会議を通じた共有を容易にし、全庁一体となって課題解決を図る風土づくりを推進しました。

(4) 事務引継書への反映について

本制度を全庁に浸透させ、更なる全庁展開を進めていく取組の一つとして、職員の異動等に伴う事務引継に当たっては、新たに本制度において使用する業務フロー図やＲＣＳＡシート等も活用することとしました。

(5) 適正事務推進会議における全庁的共有

適正な事務執行に向けて、主に次の事項について、適正事務推進会議において全庁的な情報や意識の共有を行いました。

ア　令和４年度定期監査（後期）の指摘事項及び改善措置について

イ　適正な事務執行に向けて全庁的に共有すべき独自の取組について

ウ　令和４年度三鷹市適正事務管理制度評価報告書について

エ　外郭団体等への更なる適正な事務執行に向けた取組について

第４　総括

全庁体制に係る評価及び業務レベル（個別の事務執行）に係る評価並びに適正な事務執行に向けた更なる取組に係る評価は以下のとおりです。

(1) 全庁体制に係る評価結果
整備状況及び運用状況の不備は見受けられませんでした。

(2) 業務レベル（個別の事務執行）に係る評価結果
整備上及び運用上の重大な不備はありませんでした。

(3) 適正な事務執行に向けた更なる取組について
庁内における意識の共有と各部署における主体的な取組等を図りました。

よって、適正事務管理制度は有効に運用されていると評価しました。

（参考資料１）三鷹市適正事務管理制度の概要

１　背景等

三鷹市は、これまで「明日のまち三鷹」の実現に向け、「都市再生」と「コミュニティ創生」を施策の柱に、きめ細やかな、質の高い行政サービスの提供に努めてきました。

他方、第31次地方制度調査会の「人口減少社会に的確に対応する地方行政体制及びガバナンスのあり方に関する答申」（平成28年３月16日）においては、人口減少社会においても行政サービスを安定的、持続的、効率的かつ効果的に提供できる地方行政体制の確立が求められ、これを踏まえ、平成29年度地方自治法の改正（地方自治法等の一部を改正する法律（平成29年法律第54号）による改正をいいます。）により、地方公共団体における内部統制制度が導入されました。

内部統制制度の導入に当たっては、指定都市以外の市区町村は努力義務とされ、三鷹市においても必須ではありませんが、今後も、自治体に求められる社会的な要請に応えつつ、質の高い行政サービスを提供するため、主に財務事務を中心に更なる適正な事務執行を確保するとともに、自律的で持続可能な自治体経営を推進すべく導入を図りました。また、当該の取組が、三鷹市に則した実効性のある制度となることを目指し、「三鷹市適正事務管理制度」として整備し、令和４年度から運用を開始しました。

２　基本方針の策定

令和４年４月１日に「三鷹市適正事務管理制度基本方針」（参考資料５。以下「基本方針」といいます。）を策定し、その目的、対象事務、庁内推進体制等を定めました。

３　推進体制

最高責任者である市長のリーダーシップの下、基本方針に基づき市が組織一丸となって取り組むことができる体制としました。

具体的には、統括執行責任者（総務部担当副市長）、執行責任者（企画部担当副市長、都市整備部担当副市長及び教育長）及び各部における統括責任者（各部（局）の部（局）長）等で構成する適正事務推進会議において、全庁的な適正事務の推進に向けた協議や決定等を行うとともに、各職場においても課長を中心とした推進体制を構築し、全庁を挙げて主体的に取り組む体制としました。

また、当該取組の適正性を担保するに当たり、第三者性を確保するため、法務監（弁護士、任期付職員）による専門的知見に基づく助言等を聴取できる体制としました。

このほか、適正事務管理制度に係る体制の整備や評価を担う担当として、適正事務管理制度推進（評価）担当を置き、総務部政策法務課、企画部財政課及び会計課の職員を充てています。

（参考資料２）評価手続

適正事務管理制度推進（評価）部局は、以下に基づき適正事務管理制度の整備状況及び運用状況を確認し、評価を実施しました。

１　評価対象事務

市長の事務部局、各行政委員会の事務局及び議会事務局が担当する事務のうち、法第150条第１項第１号に規定する財務に関する事務のうち、優先対応リスクとして抽出した①契約事務、②補助金等事務、③現金管理事務、④学校徴収金事務を評価対象事務としました。

２　評価方法

(1) 全庁体制に係る評価方法

ガイドラインの別紙１「地方公共団体の全庁的な内部統制の評価の基本的考え方及び評価項目」を参考に、内部統制の６つの基本的要素（①統制環境、②リスクの評価と対応、③統制活動、④情報と伝達、⑤モニタリング、⑥ＩＣＴへの対応）について、庁内における組織体制や規程等の整備状況に関し、整備上及び運用上の不備がないか評価を行いました。

(2) 業務レベル（個別の事務執行）に係る評価方法

各規程や制度主管課へのヒアリングをもとに作成した業務フロー及びＲＣＳＡシートを活用し、優先対応リスクとした各事務について、各主管課にて自己評価（自己点検）を行いました。

当該の自己評価（自己点検）については、適正事務管理制度推進（評価）担当において、妥当であるかどうかを判断するとともに、自己評価（自己点検）において、整備上又は運用上の不備があったとされた事務について、重大な不備に該当するか否かの評価を行いました。

(3) 評価対象期間

令和５年４月１日から令和６年３月31日まで

(4) 評価基準日

令和６年３月31日

(5) 適正事務管理制度における有効性の判断方法

評価基準日において整備上の重大な不備が存在する場合、又は評価対象期間において運用上の重大な不備が存在する場合のいずれにも該当しない場合に、評価対象事務に係る適正事務管理制度は評価基準日において有効に整備され、かつ、評価対象期間において有効に運用されているものと判断

します。

(6) 各用語の意義

ア　整備上の不備

適正事務管理制度が存在しない、規定されている方針及び手続では適正事務管理制度の目的を十分に果たすことができない、又は規定されている方針及び手続が適切に運用されていない等の不備をいいます。

イ　運用上の不備

適正事務管理制度の整備段階で意図したように適正事務管理制度の効果が得られておらず、結果として不適切な事項を発生させたことによる不備をいいます。

ウ　重大な不備

適正事務管理制度の不備のうち、事務の管理及び執行が法令に適合していない、または、適正に行われていないことにより、三鷹市及び市民に対し経済的、社会的に大きな不利益を生じさせる蓋然性の高いもの若しくは実際に生じさせたものをいいます。

当該不備が存在する場合においては、適正事務評価報告書に必ず記載するものとします。

（参考資料３）定期監査への対応

１　優先対応リスクへの反映等

三鷹市では、過去数年間における監査指摘・要望事項の多くを占めていた契約事務、補助金等事務、学校徴収金事務を含む現金管理事務を優先対応リスクとして設定し、また、ＲＣＳＡシートにおいても想定されるリスク欄に監査指摘・要望事項を掲載することで、適正事務管理制度と定期監査を中心とした監査事務との連動を図っています。

２　定期監査等の指摘事項及び改善措置について

市長の事務部局に係る監査委員からの指摘事項について、従前においては全庁的な調整を担う企画部にて取りまとめ作業を行っていましたが、現在は、適正事務管理制度の推進を主に担っている総務部にて取りまとめを行っています。

(1) 令和５年度定期監査（前期）及び財政援助団体等監査の指摘事項及び改善措置について

令和５年度定期監査（前期）及び財政援助団体等監査は、総務部並びに財政援助団体等である三鷹駅周辺住民協議会及び特定非営利活動法人花と緑のまち三鷹創造協会に対して実施され、総務部２件を含む全体で10件の指摘事項があり、令和６年３月26日付けで監査委員に対し改善措置に係る回答を行いました。

(2) 令和５年度定期監査（後期）の指摘事項及び改善措置について

令和５年度定期監査（後期）は、市民部、生活環境部及び三鷹市立学校に対して実施され、全体で６件の指摘事項があり、令和６年７月１日付けで監査委員に対し改善措置に係る回答を行いました。

（参考資料４）三鷹市適正事務推進会議内容

１　令和５年度第１回適正事務推進会議

⑴　開催日

令和５年７月４日

⑵　主な議題

ア　令和４年度定期監査（後期）の指摘事項及び改善措置について

令和４年度定期監査（後期）の結果について改めて全庁にて確認し、監査委員からの指摘事項について改善措置を取りまとめ回答したことを報告するとともに、指摘事項の中に、優先対応リスクの一つである契約事務に関する内容が含まれていたことから、各職場において、既に実施したＲＣＳＡシートの自己評価（自己点検）内容を再確認することとしました。

イ　令和４年度の評価について

令和４年度三鷹市適正事務管理制度評価報告書（案）及び同附属資料（案）に基づき、令和４年度の評価結果（財務に関する事務に係る適正事務管理制度は評価基準日において有効に整備されるとともに、評価対象期間において有効に運用されていると判断し、是正すべき重大な不備等はないこと。）について報告しました。

ウ　事務執行における不適切な事案とその対応について

情報セキュリティ運営委員会及び特定個人情報管理運営委員会において報告された障害等に関わる事例、総合オンブズマンによる苦情申立てへの処理事例、その他事故報告等を行った事例とそれらへの対応について集約した内容を共有し、他の職場での再発防止を図りました。

エ　適正な事務執行に向けて全庁的に共有すべき独自の取組について

各部局においてＲＣＳＡシートを用いた自己評価（自己点検）を実施した際に、リスク発生の未然防止等のために独自に実施している取組を自由記載欄を活用して集約し、ワード文書の修正履歴機能の活用、複数人によるダブルチェックや読み合わせの実施等、好事例（グッドポイント）を共有しました。

２　令和５年度第２回適正事務推進会議

⑴　開催日

令和５年11月14日

⑵　主な議題

ア　令和４年度三鷹市適正事務管理制度評価報告書について

令和５年第３回三鷹市議会定例会において監査委員の審査意見（制度が有効に整備、運用され、是正すべき重大な不備等はないとした市の評価手続及び評価結果に係る記載は相当であること。）を付して市議会に報告したこと、広報みたか等を通じて広く市民等に公表したことを報告しました。

イ　副市長定数の見直しに伴う対応について

令和５年７月１日付けで久野副市長が就任したことに伴い、適正事務管理制度基本方針及び実施要綱について同日付けで改正し、執行責任者に就任したことを報告しました。

ウ　決算審査特別委員会における附帯意見を踏まえた対応について

令和５年第３回三鷹市議会定例会の令和４年度決算審査特別委員会において、「適正事務管理制度については、外郭団体や財政援助団体へ本手法の活用を働きかけること。」との附帯意見が付されました。当該附帯意見に対し、「外郭団体等における更なる適正な事務執行の確保に資するよう、市の適正事務管理制度の取組や手法等に係る情報提供を行うなど、さまざまな機会を捉えて働きかけてい」く旨を対応していくこととし、まず、平成25年度から昨年度までの10年間において、監査委員が実施した財政援助団体等監査等で指摘事項等とされた内容を一覧化し、全庁的に共有しました。

エ　財務事務に係る自己評価・自己点検の見直しについて

令和５年度の自己評価（自己点検）においても、優先対応リスクについては令和４年度と同様とすることを確認するとともに、令和４年度定期監査における指摘・要望事項の反映により、より実効性のあるＲＣＳＡシートとなるよう修正したことを報告しました。

３　令和５年度第３回適正事務推進会議

(1) 開催日

令和６年３月22日

(2) 主な議題

ア　外郭団体等への更なる適正な事務執行に向けた取組について

８頁２の(2)のとおり

イ　不適切な事務処理事案に対する取組の強化について

８頁２の(3)のとおり

ウ　令和５年度における評価手続について

エ　令和５年度定期監査（前期）及び財政援助団体等監査の指摘事項及び改善措置について

参考資料３の２のとおり

オ　本制度の取組に係る事務引継書への反映について

８頁２の(4)のとおり

（参考資料５）三鷹市適正事務管理制度基本方針

三鷹市適正事務管理制度基本方針

三鷹市は、「明日のまち三鷹」の実現に向け、「都市再生」と「コミュニティ創生」を施策の柱に、きめ細やかな、質の高い行政サービスの提供に努めています。

一方で、近年では、地方自治体の行政事務における法令遵守に対し、市民等から厳しい目が向けられるとともに、より正確かつ適正な事務執行が求められています。

こうした社会的要請に応えつつ、引き続き、質の高い行政サービスを提供するには、財務事務を中心に更なる適正な事務執行を確保するとともに、自律的で持続可能な自治体経営を推進する必要があるため、三鷹市では、「適正事務管理制度」を整備、運用することとし、この基本方針を定めます。

今後は、この基本方針に則った適切なリスク管理を行い、これまで以上に事務の正確かつ適正な執行を確保することで、市民に信頼される市政の実現を目指します。また、この取組の運用に当たっては、適宜その状況等を公表します。

なお、この基本方針は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第150条第２項に基づく方針とします。

令和４年４月１日

三鷹市長　河　村　　孝

１　適正事務管理制度の目的

(1) 事務の効率的かつ効果的な遂行

限られた経営資源の中で、市民ニーズに的確に対応するため、効率的かつ効果的な事務を遂行します。

(2) 財務報告等の信頼性の確保

市民に対する説明責任を果たすため、情報の適切な管理及び適正な手続による報告書類の作成等を通じ、財務報告等の信頼性を確保します。

(3) 事務に関わる法令等の遵守

職員一人ひとりが事務に関わる法令その他の規範を理解し、遵守すること

により、適正な事務の執行体制を確立します。

(4) 資産の保全

資産の取得、使用、管理及び処分を正当な手続及び承認の下に行うことにより、市の保有する資産の保全及び適正な運用を図ります。

２　適正事務管理制度における主な取組

最高責任者である市長のリーダーシップの下、この基本方針に基づき市が組織一丸となって取り組むことができる組織体制やルール等の整備を図ります。また、事務執行におけるリスクの把握と評価を組織的に行うことで、リスクに対する適切な対策を講じます。

これらに併せ、こうした取組が有効に機能していることを確認するための継続的なモニタリングを実施することにより、上記目的の達成を目指します。

３　適正事務管理制度の対象とする事務

法第150条第１項第１号に規定する財務に関する事務

４　適正事務管理制度の対象とする組織

市長の事務部局、各行政委員会の事務局及び議会事務局

５　適正事務管理制度に係る庁内推進体制

（別添のとおり）

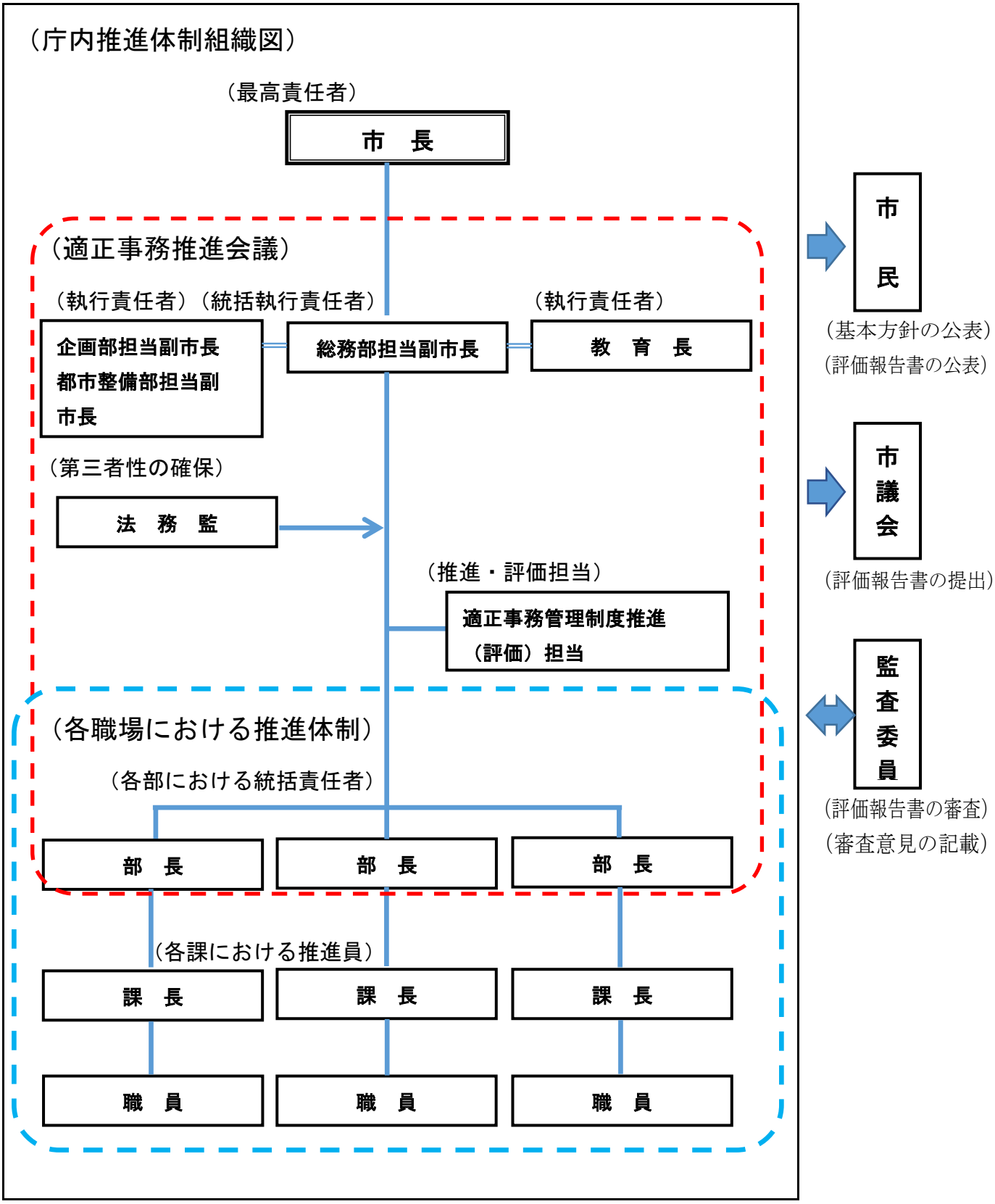
（庁内推進体制組織図）
（最高責任者）
市　長
（適正事務推進会議）
（執行責任者）（統括執行責任者）
（執行責任者）
企画部担当副市長
都市整備部担当副市長
総務部担当副市長
教　育　長
（第三者性の確保）
法　務　監
（推進・評価担当）
適正事務管理制度推進（評価）担当
（各職場における推進体制）
（各部における統括責任者）
部　長
部　長
部　長
（各課における推進員）
課　長
課　長
課　長
職　員
職　員
職　員
市民
（基本方針の公表）
（評価報告書の公表）
市議会
（評価報告書の提出）
監査委員
（評価報告書の審査）
（審査意見の記載）

制定（改正）履歴

制定年（改正）月日	決裁番号	備考
令和４年４月１日	３三総政第591号	制定
令和５年７月１日	５三総政第207号	一部改正

（参考資料６）三鷹市適正事務管理制度実施要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、三鷹市（以下「市」という。）の適正事務管理制度の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 基本方針　地方自治法（昭和22年法律第67号）第150条第２項に基づき三鷹市長が定める三鷹市適正事務管理制度基本方針をいう。

(2) 対象事務　基本方針に定める適正事務管理制度の対象とする事務をいう。

(3) リスク　事務の適正な執行の阻害となる要因をいう。

(4) リスク対応策　リスクの発生を防止し、又は低減等するための対応策をいう。

(5) 適正事務管理制度の整備　基本方針に基づき、全庁的な体制を整備しつつ、全ての部署において、業務レベルのリスク対応策を整備し、運用することをいう。

(6) 適正事務管理制度の評価　全庁的な体制及び業務レベルのリスク対応策の整備状況及び運用状況について評価を行い、評価報告書（地方自治法第150条第４項に規定する報告書をいう。以下同じ。）を作成し、公表することをいう。

（最高責任者）

第３条　適正事務管理制度の整備及び適正事務管理制度の評価（以下「適正事務管理制度の整備等」という。）に関する最終的な責に任ずるため、適正事務管理制度最高責任者（以下「最高責任者」という。）を置く。

２　最高責任者は市長をもって充てる。

（統括執行責任者）

第４条　適正事務管理制度の整備等に関し最高責任者を補佐し、必要な検討及び各部局に対する指示を行うため、適正事務管理制度統括執行責任者（以下「統括執行責任者」という。）を置く。

２　最高責任者に事故等があったときは、統括執行責任者がその職務を代理する。

３　統括執行責任者は、適正事務管理制度の整備等に係る取組を統括するとともに、その進捗等について最高責任者に報告する。

４　統括執行責任者は、総務部担当副市長をもって充てる。

（執行責任者）

第５条　統括執行責任者とともに、適正事務管理制度を適切に運営するため、適正事務管理制度執行責任者（以下「執行責任者」という。）を置く。

２　統括執行責任者に事故等があったときは、執行責任者がその職務を代理する。この場合における代理順序は、次項に規定する順序とする。

３　執行責任者は、企画部担当副市長、都市整備部担当副市長及び教育長をもって充てる。

（第三者性の確保）

第６条　法務監は、第三者性を確保するため、その専門的な知見に基づき、適正事務管理制度の整備等に関し必要な助言等を行う。

（各部における統括責任者）

第７条　各部における適正事務管理制度に関する事務を処理するため、部に適正事務管理制度統括責任者（以下「統括責任者」という。）を置く。

２　統括責任者は、部長をもって充てる。

（各課における推進員）

第８条　課内の対象事務に関するリスクを把握し、必要なリスク対応策の整備を行うとともに、リスク対応策の実施状況を日常的に把握し、それらの不備に対する是正を図るため、課に適正事務推進員（以下「推進員」という。）を置く。

２　推進員は、課長をもって充てる。

（職員の責務）

第９条　職員は、対象事務を執行する中で日常的に起こり得るリスクを把握し、整備されたリスク対応策を遵守するとともに、必要なリスク対応策を検討することに努めるものとする。

（適正事務管理制度推進（評価）担当）

第10条　適正事務管理制度の整備を全庁的に推進する役割を担うとともに、適正事務管理制度の評価を担う担当として適正事務管理制度推進（評価）担当（以下「推進（評価）担当」という。）を置く。

２　推進（評価）担当は、総務部政策法務課、企画部財政課及び会計課をもって充てる。

３　推進（評価）担当は、総務部長が統括する。

（適正事務推進会議）

第11条　次に掲げる事項を行うため、適正事務推進会議（以下「会議」という。）を設置する。

(1) 適正事務管理制度に関する情報共有及び連絡調整

(2) 適正事務の推進に向けた意識共有

(3) 適正事務管理制度の見直しに関する検討

(4) その他統括執行責任者が必要と認める事項

２　会議は、議長及び委員をもって組織する。

３　議長は統括執行責任者をもって充て、必要に応じて会議を招集する。

４　委員は、執行責任者、法務監及び統括責任者をもって充てる。

５　会議の庶務は、推進（評価）担当において行う。

（適正事務管理制度の整備等）

第12条　適正事務管理制度の評価対象期間は、毎年４月１日を始期として、翌年３月31日を終期とする。

２　推進（評価）担当は、評価対象期間内の全庁的な体制及び業務レベルのリスク対応策の整備並びに評価の方法をあらかじめ策定する。

３　推進員は、課内における業務レベルのリスク対応策を整備しこれを運用する。

４　統括執行責任者は、次に掲げる事項を記載した適正事務管理制度評価報告書案（以下「報告書案」という。）を取りまとめ、最高責任者に報告する。

(1) 適正事務管理制度の整備に関する事項

(2) 評価の手続

(3) 評価の結果

(4) 不備の是正に関する事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、記載することが適当と最高責任者が判断した事項

５　最高責任者は、前項の報告書案を適正事務管理制度評価報告書として確定し、監査委員の審査に付した後、監査委員の意見を付けて議会に提出し、広く市民に対して公表する。

（監査委員との連携）

第13条　最高責任者、統括執行責任者、執行責任者、統括責任者及び推進（評価）担当は、監査委員の視点をより効果的な適正事務管理制度の整備等につなげるため、必要に応じて監査委員との連携を図るものとする。

（委任）

第14条　この要綱の実施に関し必要な事項は、統括執行責任者が別に定める。

附　則

この要綱は、令和４年４月１日から実施する。

附　則

この要綱は、令和５年７月１日から施行する。